

[別紙 1] 輸出申告等に係るシステム処理対象外申告等一覧表

システムを使用して行うことができない輸出申告等は、下表のとおりである。

項番	シ ス テ ム 処 理 対 象 外 の 条 件
1	大額申告の場合で、1 件の申告につき欄数が99欄を超える場合。 少額申告の場合で、1 件の申告につき欄数が 1 欄を超える場合。
2	申告価格が 10 兆円以上又は 13 桁を超える場合。
3	数量が 12 桁を超える場合又は 10 億トン若しくは 10 億キロリットル以上の場合。
4	1 件の申告につき、コンテナ本数が 999 本を超える場合。
5	輸出申告書(税関様式 C 第 5 0 1 0 号)以外の様式により申告等を行う必要がある場合。(税関手続関連(共通編)-共通手続-第 2 章第 2 節(汎用申請関係手続)により汎用申請で行う場合を除く。) 〔例示〕 ・輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書(税関様式 C 第 5 2 2 0 号)による輸出申告 ・ A T A 条約に基づく通関手帳による輸出申告
6	その他税関長がシステムを使用して輸出申告等を行うことが不適当と認める申告等の場合。